平成２６年（フ）第２４１７号
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東３丁目３番13号　スカイハイツＢ201号室
破産者　有限会社仲村組
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１８号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷２丁目24―11　アップルハウス瀬谷Ａ206
破産者　仲村　清保
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１９号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷２丁目45―１　県営相沢原団地１棟402
破産者　仲村　香織
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４３８号
千葉県柏市若柴69番地の１
破産者　有限会社柏フシアキ
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４３９号
千葉県野田市目吹1491
破産者　下田　健吉
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４９２号
東京都足立区平野２丁目５番12号
破産者　有限会社丸山解体工業
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９１７号
埼玉県新座市野火止６丁目24―３
破産者　刈屋美奈子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３５９号
東京都足立区西新井本町１丁目22―18
破産者　石井政雄こと　石　　政雄
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３９２号
千葉県佐倉市宮ノ台１丁目３―１―208
破産者　政川千加子（旧姓米須）
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３９３号
埼玉県朝霞市岡３丁目24―40
破産者　土田結夏子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４３６号
東京都品川区旗の台２―13―２　ハイタウン旗の台２階208号、住民票上の住所埼玉県比企郡嵐山町大字川島2308―23
破産者　大石功一郎
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４８１号
東京都板橋区成増３丁目50―１―201
破産者　久保田　守
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５０６号
東京都江戸川区南葛西４丁目18―12―407
破産者　加賀マユカ
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５１２号
東京都杉並区方南２丁目12―12―1105
破産者　大和　大佑
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５４８号
東京都荒川区東日暮里５丁目42―10―1005
破産者　増田　汎子
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６１３号
東京都板橋区徳丸３丁目10―11―203
破産者　天久　　栄
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６２７号
埼玉県和光市白子１丁目17―36―302
破産者　上條　隆広
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６４１号
千葉県東金市荒生307
破産者　間木平健一（旧姓眞行寺・小澤）
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６４２号
東京都江戸川区北小岩７丁目16―１―202
破産者　川崎　輝史
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６４３号
埼玉県さいたま市南区曲本２丁目２―１　グランテージ・Ａ西浦和201号室
破産者　山本　　稔
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６４５号
千葉県千葉市若葉区小倉台７丁目29―６
破産者　山根　将司
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６４７号
埼玉県北本市東間３丁目174
破産者　神山　　徹
1　決定年月日　平成26年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部